

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号） 附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成 29 年（2017 年）11 月 1 日)

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号） 附則
(検討)

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成 31 年（2019 年）4 月 1 日)



有識者会議の開催

上記 2 つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

最終報告書たたき台（概要） （技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
 - ・ 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
 - ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。 ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（1年経過・育成終了時まで試験を義務付け）。
- ・ 季節性のある分野等で、業務の実情に応じた受入れ・勤務形態を認める。【P】

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。
- ・ 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新制度での転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 人材育成等の観点から、一定要件（同一機関での就労が1年超／技能検定基礎級合格・日本語能力A1相当以上（日本語能力試験N5合格等）／転籍先機関の転籍者数等）【P】を設け、同一業務区分内に限る。
 - 転籍前機関の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・出入国在留管理庁との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件厳格化。
 - 監理団体と受入れ機関を兼職する役職員の関与の制限／外部監視の強化／職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の厳格化。
- ・ 優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- ・ 受入れ企業につき、支援体制、分野別協議会への加入等、要件を適正化。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上（日本語能力試験N4合格等）
 - ※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、人員配置等の登録要件を厳格化／キャリア形成も支援。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件と併せて検討。【P】

7 国・自治体の役割

- ・ 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 送出国と連携し、不適正な送出機関を排除。
- ・ 業所管省庁と業界団体が連携、受入れガイドライン・プログラム策定等。
- ・ 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。
- ・ 自治体において、相談窓口の整備、生活環境整備の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め（MOC）により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - ※就労開始前にA1相当以上（日本語能力試験N5合格等）又は相当講習受講
 - 特定技能1号移行時にA2相当以上（〃N4合格等）※当分の間は相当講習受講も可
 - 特定技能2号移行時にB1相当以上（〃N3合格等）
- ・ 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

特定技能 2号の対象分野追加について

特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能 1号」及び「特定技能 2号」を創設（平成 31年 4月 から実施）

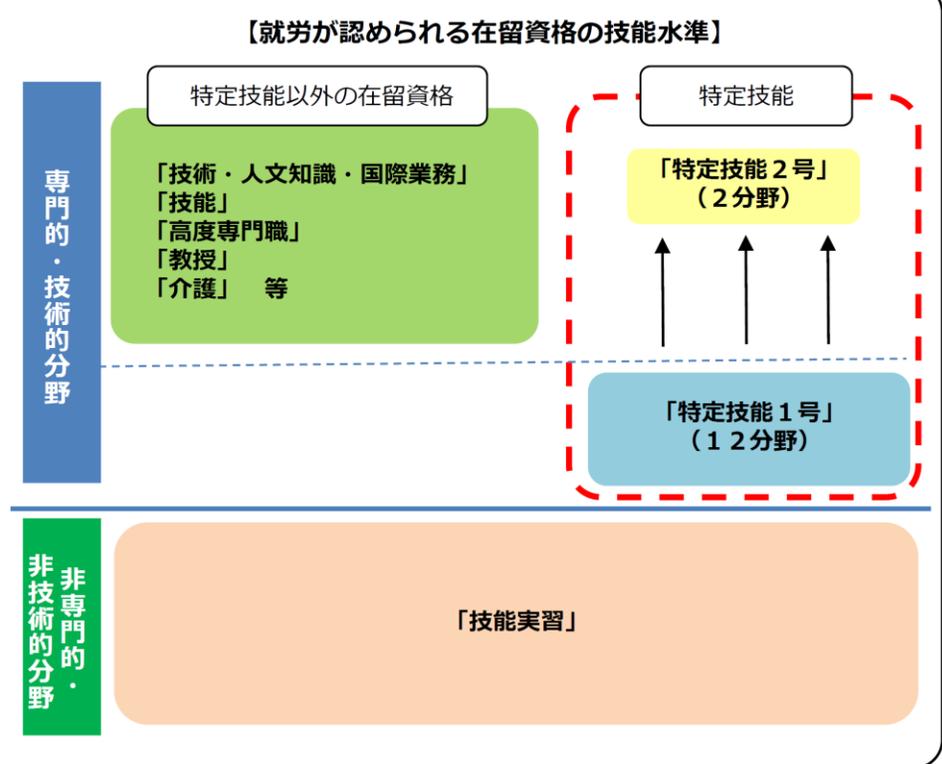
特定技能 1号：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・ 在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：通算で上限5年まで
- ・ 家族帯同：基本的に認めない

特定技能 2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・ 在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：更新回数に制限なし
- ・ 家族帯同 要件を満たせば可能（配偶者、子）

（※）特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設、造船・船用工業**、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（特定技能 2号は赤字の2分野のみ受入れ可）



特定技能 2号対象分野追加の方針（6月9日閣議決定）

